

【別紙1】

重要事項説明書（居宅療養管理指導）

あなたに対する居宅療養管理指導サービスの提供開始にあたり、平成11年3月31日厚生省令第37号（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準）第74条、第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名称	医療法人社団 新村病院
主たる事務所の所在地	石川県白山市月橋町722番地12
法人種別	医療法人
代表者名	新村 篤史
設立年月日	平成13年6月1日
電話番号	076-273-0100
ファクシミリ番号	076-273-0019
ホームページアドレス	http://www.shimmura.or.jp/

2. ご利用事業所

ご利用事業所の名称	新村病院
事業所の種類・指定番号	石川県1712210556号
所在地	石川県白山市月橋町722番地12
電話番号	076-273-0100
ファクシミリ番号	076-273-0019
開設年月日	平成13年6月1日
管理者の氏名	新村 篤史
サービス提供地域	白山市・野々市市・金沢市・能美市
実施しているその他の事業	医療

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	（運営規程記載内容の要約） 要介護状態又は要支援状態にある者（以下、「要介護者等」という）に対し、適正な居宅療養管理指導を行うことを目的とする。
-------	---

運営の方針	<p>(運営規程記載内容の要約)</p> <p>事業所の従事者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、適切な居宅管理指導を行い、利用者の心身の機能維持回復を図る。</p> <p>居宅療養管理指導などの実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、又は要介護状態となることの予防に資するよう行う。</p> <p>居宅療養管理指導等の実施にあたっては、関係市町村・地域包括支援センター・地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。</p>
-------	--

4. ご利用事業所の職員体制

医師	2人以上	常勤2名以上 昼勤（午前8時～午後5時30分）2名以上
看護師	2人以上	常勤2名以上 昼勤（午前8時～午後5時30分）2名以上
准看護師	1人以上	常勤1名以上 昼勤（午前8時～午後5時30分）1名以上
管理栄養士	1人以上	常勤1名以上 昼勤（午前8時～午後5時30分）1名以上

5. 営業時間

営業日	毎週 月～土曜日
営業時間	午前8時30分～12時 午後1時30分～5時30分（水・土午後休診）

6. 提供するサービス内容

医師	要介護者の状態を把握し適切な居宅療養管理指導を指示する
管理栄養士	医師の指示に基づき、要介護者の栄養状態を把握し、栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行う

7. 利用料

- (1) 介護保険の適用を受けるサービス（利用料1割又は2割もしくは3割が自己負担）
- (2) 介護保険の適用を受けないサービス（全額自己負担）

(3) その他の費用（全額自己負担）

があります。

(1) 介護保険の適用を受けるサービス

① 居宅療養管理指導サービス(1単位 10円の場合)

医師が行う場合(月2回限度)		
居宅療養管理指導費(I) 単一建物居住者が一人 515単位 1割負担:515円 2割負担:1030円 3割負担:1545円	居宅療養管理指導費(I) 単一建物居住者が2~9人 487単位 1割負担:487円 2割負担:974円 3割負担:1641円	居宅療養管理指導費(I) 単一建物居住者が10人以上 446単位 1割負担:446円 2割負担:892円 3割負担:1338円
居宅療養管理指導費(II) 単一建物居住者が一人 299単位 1割負担:299円 2割負担:598円 3割負担:897円	居宅療養管理指導費(II) 単一建物居住者が2~9人 287単位 1割負担:287円 2割負担:574円 3割負担:861円	居宅療養管理指導費(II) 単一建物居住者が10人以上 260単位 1割負担:260円 2割負担:520円 3割負担:780円
・医療用麻薬持続注射療法加算 250単位 (2割負担:500円、3割負担750円) ・在宅中心静脈栄養法加算 150単位 (2割負担:300円、3割負担450円)		
管理栄養士が行う場合(月2回限度)		
単一建物居住者が一人 545単位 1割負担:545円 2割負担:1090円 3割負担1635円	単一建物居住者が2~9人 487単位 1割負担:487円 2割負担:987円 3割負担:1461円	単一建物居住者が10人以上 444単位 1割負担:444円 2割負担:888円 3割負担:1332円

*介護保険報酬改定により単位数が変更になる場合があります。変更後の金額については別紙にてご説明いたします。

(2) 利用料、その他の費用の請求及び支払い方法について

利用者	ア 利用料ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求します。 イ 請求書は利用明細を添えて利用者宛にお届けします。
利用料、その他の費用の支払い	ア サービス提供の都度お渡しする利用者控えと内容を照合のうえ、現金にてお支払い下さい。 イ お支払いを確認しましたら、必ず請求書をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。

8. 苦情申立窓口

【事業者の窓口】 医療法人社団 新村病院	ご利用時間	月・火・木・金 午前8時30分～午後5時30分 水・土 午前8時30分～午後12時
	ご利用方法	電話 076-273-0100 FAX 076-273-0019 面接 白山市月橋町722番地12
【市町村の窓口】	ご利用方法	電話 FAX 面接
【公的団体の窓口】 石川県国民健康保険 団体連合会	ご利用方法	電話 076-261-5191 面接 金沢市幸町12番1号石川県幸町庁舎4階

9. 担当看護職員をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当看護職員の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご説明ください。	ア 相談担当者氏名 新村 篤史 イ 連絡先電話番号 076-273-0100 同 FAX番号 076-273-0019 ウ 受付日及び受付時間 月・火・木・金 (8時30分～17時30分) 水・土 (8時30分～12時30分)
--	--

10. 緊急時の対応方法

利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。 又、緊急連絡先に連絡します。		
利用者の主治医	氏名	
	所属医療機関の名称	医療法人社団 新村病院
	所在地	白山市月橋町722番地12
	電話番号	076-273-0100
緊急連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号	
	昼間の連絡先	
	夜間の連絡先	

1 1. 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>事業者は、利用者からあらかじめ個人情報提供同意書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。又、利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、又処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>当事業所は、お客様の求めに従って、お客様ご自身に関する情報（ご利用記録、サービス提供記録、その他）を開示しております。遠慮なくお尋ねください。</p> <p>ただし、ご本人あるいは身元引受人ではない方（他のご家族様等）からのご請求につきましては、当事業所所定の書面によりご本人様のご了承を得てからの情報提供になります。あらかじめご了承ください。</p>

20 年 月 日

(当院) 当事業者は、利用者に対する居宅介護サービスの提供開始に当たり、利用者及び利用者の家族に対して重要事項説明書に基づいて、重要事項を説明しました。

(当院) 居宅サービス事業者

主たる事務所所在地 白山市月橋町 722 番地 12

名 称 医療法人 新村病院 印

説明者 所属 地域連携室

氏名 印

(利用者) 私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、居宅サービス事業者「新村病院」からサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名

利用者の家族 住所

氏名

代理人 住所

氏名